

令和2年2月臨時会

議案説明資料

企業局

令和2年2月臨時会議案説明資料目次

企 業 局

(報 告)

報告番号	件 名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和元年12月28日専決)	経営企画課	1
	(3) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 (鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例) (令和元年12月28日専決)	経営企画課	2

件名	議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和元年12月28日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和元年12月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方 米子市明治町105 ニッポンレンタカー中国株式会社 米子駅前営業所 所長 矢部康幸</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金167,589円を和解の相手方に支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 令和元年8月30日 午前10時20分頃</p> <p>イ 事故発生場所 日野郡日野町福長地内</p> <p>ウ 事故の状況 企業局西部事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内で後退した際、左側の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方使用の小型乗用自動車に接触し、同車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償金 167,589円 うち、保険支払額67,589円、県費支出額100,000円(うち、保険契約による免責額10万円) ・県側車両損害額 0円(修理不要)

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (3) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 (鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例) (令和元年12月28日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 地方自治法の一部改正に伴う所要の改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和元年12月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 議会の同意を要する賠償責任の免除について定めた規定中引用する地方自治法の条項を改める。 (2) 施行期日は、令和2年4月1日とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><参考：地方自治法の一部改正の概要（関係部分）> ○地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等（第243条の2の新設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能にするもの（条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定） ・議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取 <p>→この改正に伴い、改正前の「第243条の2」が「第243条の2の2」へ繰り下がる。（本条例の引用箇所）</p> </div>

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により県営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

